

家庭用温水暖房契約（選択約款）
（１－１供給区域・１－２供給区域）

２０２４年 １月１５日実施

新 発 田 ガ ス 株 式 会 社

家庭用温水暖房契約（１－１供給区域・１－２供給区域）

１．目 的

この選択約款は、家庭用ガス温水暖房の普及を通じ負荷調整を推進しつつ当社の製造供給設備の効率的利用を図り、もって合理的・経済的なガス需給の確立に資することを目的といたします。

２．選択約款の変更

- （１）当社は、この選択約款を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の家庭用温水暖房契約選択約款（ガス小売供給約款別表第１の１－１供給区域・別表第１の１－２供給区域）によるものとし、（３）及び（４）のとおり、変更された契約条件の説明、書面交付等を行います。
- （２）お客さまは、（１）に定めるこの選択約款の変更に異議がある場合は、この選択約款による契約を解約することができます。
- （３）この選択約款の変更に伴い、供給条件の説明、契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。ただし、（４）に定める場合を除きます。
 - ① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示又は電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法（以下「当社が適当と判断した方法」といいます。）により行い、説明及び記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ② 契約変更後の書面交付を行う場合は、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称及び住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
- （４）この選択約款の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更、ガス工事に関する費用負担以外の条件の変更等、その他のガスに係る条件の実質的な変更を伴わない場合には、供給条件の説明及び契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明すること及び契約変更後の書面交付をしないことについて、あらかじめ承諾していただきます。

３．用語の定義

この約款において使用する用語の定義は、次のとおりといたします。

「家庭用ガス温水床暖房」（以下「床暖房」といいます。）とは、エネルギー源としてガスを使用し、４（２）①イの専用住宅または４（２）①ロの併用住宅の居住部分にて、温水を循環させて暖房を行う機能を有する熱源機により、居室の床面下に設置した配管に温

水を供給して暖房を行う機器、または温水温風暖房機器をいいます。

- (1)「居室」とは、居住の目的のために継続的に使用する室をいいます。
- (2)「専用住宅」とは居住の目的だけに建てられた住宅で、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分がない住宅をいいます。
- (3)「併用住宅」とは、店舗・作業場・事務所など業務に使用するために設備された部分と居住の目的に使用する部分とが結合している住宅をいいます。
- (4)「冬期」とは、11月使用分(10月の検針日の翌日から11月の検針日まで)から4月使用分(3月の検針日の翌日から4月の検針日まで)までの6か月間をいい、「その他期」とは、5月使用分(4月の検針日の翌日から5月の検針日まで)から10月使用分(9月の検針日の翌日から10月の検針日まで)までの6か月間をいいます。
- (5)「消費税等相当額」とは、消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税に相当する金額をいいます。この場合、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合には、その端数を切り捨てます。
- (6)「消費税率」とは、消費税法の規定に基づく税率に地方税法の規定に基づく税率を加えた値をいいます。
- (7)「単位料金」とは、9に定める基準単位料金または調整単位料金をいいます。

4. 適用条件

- (1)この選択約款は、別に定めるガス小売供給約款別表第1の1-1供給区域および別表第1の1-2供給区域に適用します。
- (2)この選択約款は、次のすべての条件を満たし、お客さまがこの選択約款の適用を希望される場合に適用いたします。
 - ① 床暖房を以下のいずれかの条件で使用されること。
 - イ 専用住宅で使用する。
 - ロ 併用住宅で、業務部分と居住部分に分離して居住部分に専用でガスメーターが設置されていて、居住部分で使用する。
 - ② 一需要場所におけるメーター号数が16号以下であること。

5. 契約の締結

- (1)この選択約款に関する契約は、当社が申し込みを承諾した時に成立いたします。
- (2)申し込みの際お客さまは、所定の申込書を用いて、当社に申し込んでいただきます。
- (3)当社は、この選択約款を契約されたお客さまで、その契約期間満了前に解約されたかたが、同一需要場所でこの選択約款または他の選択約款の申し込みをされた場合、その適用開始の希望日が過去の契約の解約の日から1年に満たない場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。ただし、設備の変更または建物の改築等のための一時不使用による解約の場合はこの限りではありません。(5(4)において同じ)

- (4) 当社は、この選択約款を契約されているお客さまが、その契約の期間満了前に他の選択約款への変更を申し込みされた場合には、その申し込みを承諾できないことがあります。
- (5) 当社は、お客さまが当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の料金または延滞利息を、それぞれの約款に規定する支払期限日を経過しても支払われていない場合は、申し込みを承諾できないことがあります。
- (6) 専用住宅においてこの選択約款をご選択いただいた場合、同一需要場所において他の選択約款（付帯契約型の選択約款を除きます）またはガス小売供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。
- (7) 併用住宅においてこの選択約款をご選択いただいた場合、居住部分において他の選択約款（付帯契約型の選択約款を除きます）またはガス小売供給約款に基づくガスの需給契約は締結できません。なお、店舗・作業場・事務所など業務部分にはこの選択約款は適用できません。

6. 契約期間

契約期間は、次の期間といたします。

- (1) 新たに本選択約款にもとづき契約を開始した場合は、契約開始の日から同日が属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日までといたします。
- (2) 契約期間満了に先立って解約の申し込みがない場合は、契約は、契約期間満了日の翌日からその満了日の属する月の翌月を起算月として12か月目の月の定例検針日まで同一条件で継続するものとし、以降も同様といたします。

7. 使用量の算定

当社は、前回の検針日および今回の検針日におけるガスメーターの読みにより使用量を算定いたします。

8. 料 金

- (1) 当社は別表の料金表を適用して、料金を算定いたします。
- (2) 当社は、料金について、その計算の結果、1円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てます。
- (3) 当社は、料金の支払いが、支払い義務発生の日の翌日から起算して20日以内（以下「早収期間」といいます。）に行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を、早収期間経過後に支払いが行われる場合には、早収料金（消費税等相当額を含みます）を3パーセント割増ししたもの（以下「遅収料金」（消費税等相当額を含みます））を支払いいただきます。なお、ガス小売供給約款に規定する支払義務発生日の翌日から起算して20日以内に支払いいただきます。なお、早収期間

の最終日が休日の場合には、直後の休日でない日まで早収期間を延伸いたします。

9. 単位料金の調整

(1-1) ガス小売供給約款別表第1の1-1 供給区域

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の各料金表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2の(3)のとおりといたします。

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} + 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

調整単位料金(1立方メートル当たり)

$$= \text{基準単位料金} - 0.077 \text{円} \times \text{原料価格変動額} \div 100 \text{円} \times (1 + \text{消費税率})$$

(備 考)

上記の算式によって求められた計算結果の小数点第3位以下の端数は、切り捨てます。

(2) (1) の基準平均原料価格、平均原料価格及び原料価格変動額は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

39,090円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2の(3)に定められた各3ヶ月間における貿易統計の数量及び価格から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し10円単位といたします。)をもとに次の算式で算定し、算定結果の10円未満の端数を四捨五入した金額といたします。

(算 式)

$$\text{平均原料価格} = \text{トン当たりLNG平均価格} \times 1.0299$$

(備 考)

トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

③ 原料価格変動額

次の算式で算定し、算定結果の100円未満の端数を切り捨てた100円単位の金額といたします。

(算 式)

イ 平均原料価格が基準平均原料価格以上のとき

原料価格変動額＝平均原料価格－基準平均原料価格

ロ 平均原料価格が基準平均原料価格未満のとき

原料価格変動額＝基準平均原料価格－平均原料価格

(1－2) ガス小売供給約款別表第1の1－2 供給区域

(1) 当社は、毎月、(2) ②により算定した平均原料価格が(2) ①に定める基準平均原料価格を上回り又は下回る場合は、次の算式により別表の基準単位料金に対応する調整単位料金を算定いたします。この場合、基準単位料金に替えてその調整単位料金を適用して早収料金を算定いたします。なお、調整単位料金の適用基準は、別表2の(3)のとおりといたします。

調整額(1立方メートル当たり)

＝ 平均原料価格－基準平均原料価格) ÷ 1,000円 × 調整単価

(計算結果の小数点第3位以下の端数を四捨五入します。)

調整単位料金(1立方メートル当たり)

＝ 基準単位料金＋調整額 × (1＋消費税率)

(計算結果の小数点第3位以下の端数は切り捨てます。)

(2) (1)の基準平均原料価格、平均原料価格及び調整単価は、以下のとおりといたします。

① 基準平均原料価格(トン当たり)

88,550円

② 平均原料価格(トン当たり)

別表2(3)で定められた各3か月間における貿易統計の数量及び価額から算定したトン当たりLNG平均価格(算定結果の10円未満の端数を四捨五入し、10円単位といたします。)

③ 調整単価(天然ガス1トンにつき1,000円単位の単価)

0.719円

(備考) トン当たりLNG平均価格は、当社の営業所及び支店に掲示いたします。

10. 名義の変更

お客さままたは当社が契約期間中に第三者と合併し、またはその事業の全部もしくはこの契約に関係ある部分を第三者に譲渡する場合には、お客さままたは当社は契約をその後継者に承継させ、かつ後継者の義務履行を相手方に保証するものといたします。

す。

1 1. 契約の変更または解約

- (1) お客様のガス使用計画に変更がある場合、または2 (2)、もしくは2 (3) によりこの選択約款が変更された場合は、契約期間中であっても、双方協議してこの契約を変更または解約することができるものといたします。
- (2) 当社に契約違反があった場合、またはお客様に契約違反があった場合 (4 の適用条件を満たさなくなった場合を含みます。) には契約期間中であっても、相互に契約を解約できるものといたします。

1 2. 設置確認

- (1) 当社は、温水暖房が設置されているかどうかを確認させていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、住宅への立ち入りを承諾していただきます。

万一、立ち入りを承諾していただけない場合、当社はこの選択約款の申し込みを承諾しない、またはすみやかにこの選択約款を解約し解約日以降ガス小売供給約款を適用いたします。

- (2) 温水暖房を取り外した場合は、ただちにその旨を当社へ連絡していただきます。

1 3. その他

その他の事項については、ガス小売供給約款を適用いたします。

附 則

1. この選択約款の実施期日

この選択約款は、2024年 1月15日から実施いたします。

2. この選択約款の実施に伴う移行措置

当社はガス小売供給約款別表第1の1－2供給区域において、この選択約款の実施に伴う移行措置として、この選択約款9. 単位料金の調整（1－2）にて算定した調整単位料金から、以下の単価を差し引きます。

2023年11月適用	1立方メートルのつき	33.00円	(消費税相当額を含みます)
2023年12月適用	1立方メートルのつき	26.40円	(消費税相当額を含みます)
2024年 1月適用	1立方メートルのつき	19.80円	(消費税相当額を含みます)
2024年 2月適用	1立方メートルのつき	13.20円	(消費税相当額を含みます)
2024年 3月適用	1立方メートルのつき	6.60円	(消費税相当額を含みます)

(別 表)

1. 適用区分

料金表 家庭用温水暖房契約（ガス小売供給約款別表第1の1—1供給区域・別表第1の1—2供給区域）に適用致します。

2. 早収料金及び消費税相当額の算定方法

- (1) 早収料金は、基本料金と従量料金の合計といたします。
- (2) 従量料金は、基準単位料金又は、9の規定により調整単位料金を算定した場合は、その調整単位料金に使用量を乗じて算定いたします。
- (3) 調整単位料金の適用基準は、次のとおりといたします。
 - ① 料金算定期間の末日が1月1日から1月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年8月から10月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ② 料金算定期間の末日が2月1日から2月28日（うるう年は2月29日）に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年9月から11月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ③ 料金算定期間の末日が3月1日から3月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年10月から12月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ④ 料金算定期間の末日が4月1日から4月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年11月から当年1月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑤ 料金算定期間の末日が5月1日から5月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、前年12月から当年2月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑥ 料金算定期間の末日が6月1日から6月30日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年1月から3月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑦ 料金算定期間の末日が7月1日から7月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年2月から4月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑧ 料金算定期間の末日が8月1日から8月31日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年3月から5月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。
 - ⑨ 料金算定期間の末日が9月1日から9月30日に属する料金算定期間の早収料金の算

定にあたっては、当年４月から６月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑩ 料金算定期間の末日が１０月１日から１０月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年５月から７月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑪ 料金算定期間の末日が１１月１日から１１月３０日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年６月から８月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

⑫ 料金算定期間の末日が１２月１日から１２月３１日に属する料金算定期間の早収料金の算定にあたっては、当年７月から９月までの平均原料価格に基づき算定した調整単位料金を適用いたします。

(４) 料金に含まれる消費税等相当額は、次の算式により算定いたします。(小数点以下の端数切り捨て)

$$\text{料金に含まれる消費税等相当額} = \text{料金} \times \text{消費税率} \div (1 + \text{消費税率})$$

３．料金表

(１－１) ガス小売供給約款別表第１の１－１供給区域

(１) 基本料金

	その他期	冬 期
１か月につき	ガス小売供給約款	３，８５０．００ 円 (消費税相当額を含みます。)

(２) 基準単位料金

	その他期	冬 期
１立方メートルにつき	ガス小売供給約款	６４．０９ 円 (消費税相当額を含みます。)

(３) 調整単位料金

(２)の基準単位料金をもとに、９の規定により算定した１立方メートル当たりの単位料金といたします。

(１－２) ガス小売供給約款別表第１の１－２供給区域

(１) 基本料金

	その他期	冬 期
１か月につき	ガス小売供給約款	３，８５０．００ 円 (消費税相当額を含みます。)

(2) 基準単位料金

	その他期	冬 期
1 立方メートルにつき	ガス小売供給約款	98.89 円 (消費税相当額を含みます。)

(3) 調整単位料金

(2) の基準単位料金をもとに、9 の規定により算定した 1 立方メートル当たりの単位料金といたします。